安全保障委員会

安全保障調査室

１　我が国を取り巻く安全保障環境

2022（令和４）年 12 月に策定された国家安全保障戦略は、自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値を共有しない一部の国家が既存の国際秩序の修正を図ろうとする動きを見せていることを指摘し、我が国が直面する安全保障環境を「戦後最も厳しくかつ複雑」と位置付けた。また、国家安全保障戦略と同時に策定された国家防衛戦略では、中国が東シナ海、南シナ海において、力による一方的な現状変更やその試みを推し進めていること、北朝鮮がかつてない高い頻度で弾道ミサイルを発射し、核の更なる小型化を追求するなど行動をエスカレートさせていること、ロシアがウクライナ侵略を行うとともに、極東地域での軍事活動を活発化させていることなどが記述されている。

加えて、これらの３か国は、近年連携を強化しつつある[1]。例えば、北朝鮮がウクライナ侵略を続けるロシアに対し弾薬の提供や兵士の派遣を行い、その見返りとして、ロシアから対空ミサイルシステムや軍事偵察衛星などの軍事関連技術の支援を受けたことが報じられている[2]。また、中露についても、中露両軍による我が国周辺での艦艇の共同航行や爆撃機の共同飛行など、両国の連携による示威行動ともいえる活動が続いている。さらに、2025（令和７）年９月には、中国で行われた抗日戦争勝利 80 年記念軍事パレードに際して中露朝３か国の首脳が集結しており、これには米国に対して結束を誇示する狙いがあったとの見方もある[3]。

こうした動きに対し、我が国を含む普遍的な価値を共有する諸国は、クアッド（日米豪印）などの多国間の枠組みや二国間の防衛協力を通じて連携の強化を図っている。もっとも、2025（令和７）年１月に就任したトランプ米大統領は「米国第一主義」「力による平和」を標榜しており、米国が多国間の連携から身を引くことに対する懸念もみられる[4]。

他方、最近の戦い方に目を転じると、ロシアによるウクライナ侵略で顕著になったように、重要インフラ等へのサイバー攻撃やＳＮＳを通じた偽情報の拡散などの非軍事的手段と軍事的手段を組み合わせたハイブリッド戦が繰り広げられているほか、こうした行為が軍事侵攻以前の段階から行われるなど、有事と平時の区別も曖昧になりつつあるといえる。また、宇宙・サイバー・電磁波といった新たな領域や、人工知能（ＡＩ）・無人機の活用も今後ますます進むものとみられ、これらの分野における能力強化が我が国でも急務となっている。

[1] 2025（令和７）年９月に防衛省が公表した「防衛力の抜本的強化に関する有識者会議」報告書は、中露朝の連携について「ロシア、中国、北朝鮮の戦略的連携は、戦略三文書策定時とは次元が異なる様相を呈しており、仮に東アジアで事態が生起した場合、同様に三者が連携する公算は高いと考えられる」との認識を示している。

[2] 『毎日新聞』（2025.2.24）

[3] 『読売新聞』（2025.9.4）

[4] 『朝日新聞』（2025.9.4）

【参考】我が国周辺における中露朝の最近の主な軍事動向（2025 年１月以降）

年月	内　容
2025.1	北朝鮮が弾道ミサイルを発射（６日）
4	中国が台湾周辺で軍事演習を実施（１～２日）
5	尖閣諸島周辺の我が国領海内に侵入した中国海警船の艦載ヘリが領空侵犯（３日）
	北朝鮮が弾道ミサイルを発射（８日）
6	中国海軍の空母「山東」搭載のＪ－１５戦闘機が、海上自衛隊のＰ－３Ｃ哨戒機に異常接近（７、８日）
	中国海軍の空母「遼寧」と「山東」が太平洋に展開（中国海軍の空母２隻が同時に太平洋上で活動していることが確認されたのは初）
7	中国軍のＪＨ－７戦闘爆撃機が、航空自衛隊のＹＳ－１１ＥＢ情報収集機に対し異常接近（９、10 日）
8	中露海軍が合同軍事演習（１～５日）
9	中国海軍の３隻目の空母「福建」の航行を初確認（11 日）

（出所）防衛省資料及び報道を基に作成

２　安保三文書をめぐる諸問題

(1) 防衛力整備計画に係る予算、財源

国家安全保障戦略では、2027(令和９)年度において防衛力の抜本的強化とそれを補完する取組[5]をあわせ、そのための予算水準が 2022(令和４)年度ＧＤＰ比２％[6]に達するよう、所要の措置を講ずるとしている[7]。

また、防衛力整備計画では、2023（令和５）年度から５年間に必要な防衛力整備の水準に係る金額は 43 兆円程度[8]としている。そのうち、毎年度の予算（当初予算）の編成に伴う防衛関係費は、一定の措置[9]を別途とることを前提として、40.5 兆円程度[10]（2027（令和９）年度は 8.9 兆円程度）とされている。

他方、同計画を実施するための財源の確保については、歳出改革、決算剰余金の活用、税外収入を活用した防衛力強化資金、税制措置等において所要の措置を講ずることとされており、このうち税制措置について、「令和５年度税制改正の大綱」（2022（令和４）年 12 月 23 日閣議決定）において、主に以下のように定められた。

[5] 国家安全保障戦略では、防衛力の抜本的強化を補完する不可分一体の取組として、研究開発、公共インフラ整備、サイバー安全保障、我が国及び同志国の抑止力の向上等のための国際協力の４分野が挙げられている。

[6] 2022(令和４)年度ＧＤＰ実績見込み（約 560 兆円）の２％は、11 兆円程度

[7] 2025(令和７)年度予算では、2022(令和４)年度ＧＤＰ比約 1.8％

[8] 為替や物価高騰等が実際の経費に多大なる影響を与えるとの指摘もあるが、政府は、効率化、合理化策を徹底的に検討し、43 兆円程度の範囲内で毎年度の予算編成を行っている旨説明している（第 217 回国会衆議院予算委員会第一分科会議録第２号 21 頁（令 7.2.28））寺田防衛省大臣官房審議官答弁)。

[9] ①自衛隊施設等の整備の更なる加速化を事業の進捗状況等を踏まえつつ機動的・弾力的に行うこと（1.6 兆円程度）及び②一般会計の決算剰余金が想定よりも増加した場合にこれを活用すること（0.9 兆円程度）

[10] 40.5 兆円程度に前掲脚注内①及び②の合計額（2.5 兆円程度）を積み増すと 43 兆円程度となる。

税制措置の主な内容

・法人税額に対し、税率４～4.5％の新たな付加税を課す。
・所得税額に対し、当分の間、税率１％の新たな付加税を課す。復興特別所得税の税率を１％引き下げるとともに、課税期間を延長する。
・たばこ税について、段階的に１本あたり３円引き上げる。

同措置の開始時期については、「令和６年度以降の適切な時期」とされ、実施時期はしばらく未定のままとなっていたが、「令和７年度税制改正の大綱」（2024（令和６）年 12 月 27 日閣議決定）において、法人税とたばこ税について 2026（令和８）年４月からの実施が明記された。しかし、所得税の開始時期決定は依然先送りされたままとなっている。

(2) トランプ政権による防衛費増額要求

2025（令和７）年６月、米国防省報道官が日本を含むアジアの同盟国は国防費をＧＤＰ比５％に引き上げる必要があるとの見解を示すなど、同盟国に防衛費増額を求めるトランプ政権の姿勢はますます鮮明になっている。当該見解に対し、石破内閣総理大臣は、「最初からＧＤＰ比ありきということではないが、必要なものを我が国の判断として積み上げていくことが重要[11]」との考えを述べた。

なお、トランプ政権から同様の要求がなされていた北大西洋条約機構（ＮＡＴＯ）は、2025（令和７）年６月のハーグ首脳会合で、同年に全てのＮＡＴＯ加盟国が国防支出２％の目標を達成することを発表するとともに、2035（令和 17）年までに国防支出等の対ＧＤＰ比目標を５％に引き上げることに合意した[12]。

(3) 国家防衛戦略、防衛力整備計画の改定

現行の防衛力整備計画は 2023（令和５年）年度から 2027（令和９年度）年度までの５年間における防衛力整備の経費等を定めたものであるが、2025（令和７）年８月、安全保障環境の急速な悪化を踏まえ、政府は国家防衛戦略と防衛力整備計画を 2026（令和８）年末に前倒しで改定する方向で検討に入ったとの報道[13]があった。

また、2025(令和７)年９月、防衛省が設置した「防衛力の抜本的強化に関する有識者会議」が提出した報告書においても、「近年の国際情勢や戦い方の変化の速さを踏まえ、防衛力整備計画の対象期間や、策定と見直しのサイクル等の在り方について、その先も見据えながら、より柔軟にするなどの工夫も検討すべきである」と提言されている[14]。

[11] 首相官邸ウェブサイト「石破内閣総理大臣記者会見」令和７年６月 23 日
[12] 外務省『北大西洋条約機構（ＮＡＴＯ）について』（令和７年７月）８頁
[13] 『産経新聞』(2025.8.13)
[14] 『「防衛力の抜本的強化に関する有識者会議」報告書』（令和７年９月 19 日）22 頁

報告書の主な提言

- 無人アセットの本格的導入、国産品の開発
- 長射程ミサイルの発射が可能な潜水艦の整備、長時間の潜航が可能な潜水艦（次世代動力も検討）の研究
- 太平洋側における防衛態勢の構築に資する防衛装備（小笠原諸島上空の防空識別圏設定を含む警戒監視体制の整備など）
- 退職自衛官の活用（自衛官が定年退職後に 65 歳まで予備自衛官を兼ねた後方支援を担う仕組みの導入）
- 防衛産業企業の集約化、国営の工廠[15]の導入
- 友好国等に対する防衛装備移転における制限（５類型）[16]の撤廃
- 民間資金や投資を呼び込むための国が管理する「防衛公社」の設立
- 防衛関係費の増加、財源の確保について国民に対する根拠のある説明の実施
- 防衛力整備計画の対象期間や、策定・見直しのサイクル等の柔軟化

（出所）『「防衛力の抜本的強化に関する有識者会議」報告書』（令和７年９月 19 日）を基に作成

３　自衛官の人的基盤の抜本的強化の取組

(1) 自衛官等の採用状況

自衛隊員は、我が国の防衛力の中核であり、防衛力の強化には必要な人材確保と能力・士気の向上が不可欠である。しかし、民間の労働市場の改善や、働き方に対する意識変化により、自衛官等[17]の採用環境は厳しい状況が続いており、2024（令和６）年度の採用計画達成率は約 65％となった。また、自衛官の定員充足率は約 89％と、1999（平成 11）年度以来 25 年ぶりに９割を下回る状況となっている。

(2) 自衛官の処遇改善等に関する基本方針決定後の動き

政府は、自衛官の処遇・勤務環境の改善や、新たな生涯設計の確立等のための方策をとりまとめるため、2024（令和６）年 12 月、「自衛官の処遇・勤務環境の改善及び新たな生涯設計の確立に関する基本方針」を策定した。同方針を受け、2025（令和７）年度予算で手当等の新設・拡充等の経費を計上し、指定場所生活調整金[18]の新設や自衛官候補生の廃止等の法改正が必要なものの一部は、第 217 回国会で法改正を行った。2026（令和８）年度概算要求においても関連事業に係る経費を 7,658 億円計上している。

また、同方針では、今後、若年定年退職者給付金[19]の給付水準の引上げ（2026（令和８）年度中）及び自衛官の俸給表の改定（2028（令和 10）年度）について部外の専門家の意見を踏まえ検討することが示された。この方針を踏まえ、2025（令和７）年２月、防衛省の防衛人事審議会に「処遇・給与部会」を設け、同年８月には、「若年定年退職者給付金の給付水準の引上げ等に関する中間提言」を取りまとめた。同部会は、本年末までの間、引き続き調査審議を行い、最終的な結論を得ることとしている。

なお、基本方針で示された各方策については、自衛官の採用、中途退職抑制、充足率向

15 こうしょう。装備品等の製造などを行う国営工場（『令和７年版　防衛白書』463 頁）

16 救難、輸送、警戒、監視、掃海の５類型に該当すれば防衛装備移転が認められ得る。

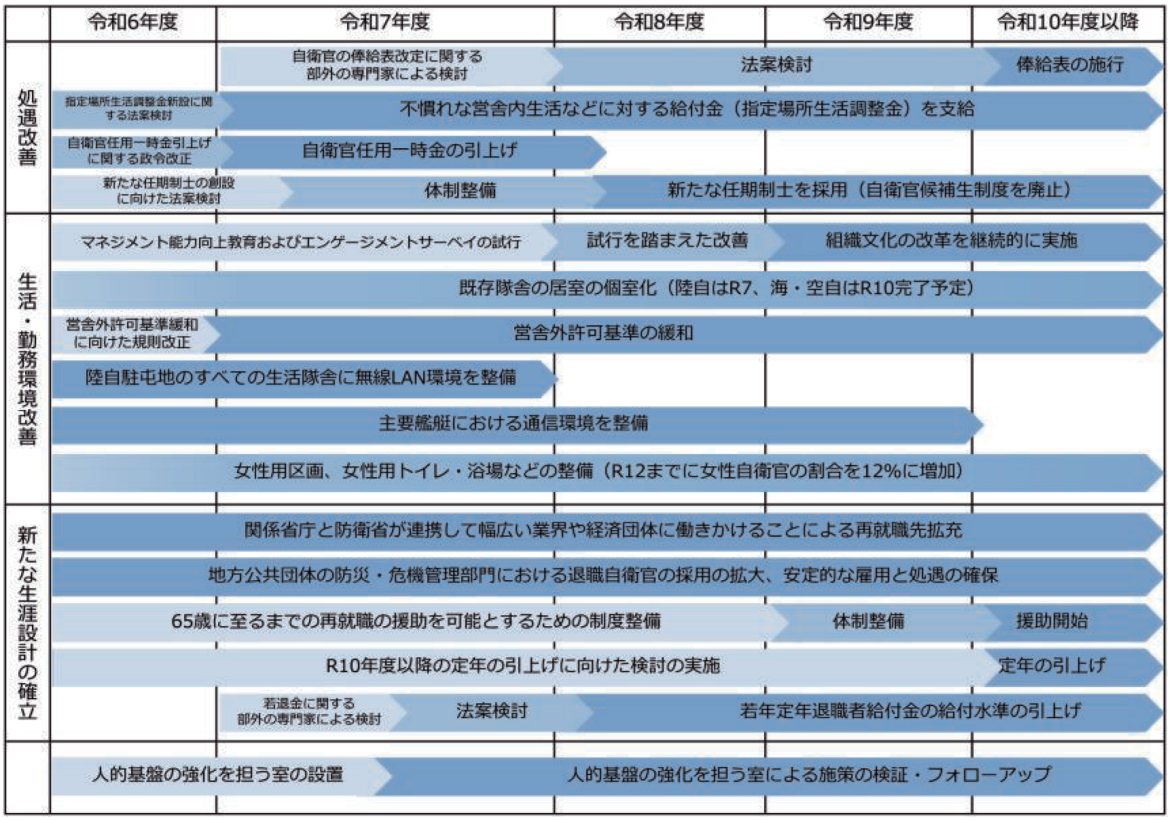
17 一般幹部候補生、防衛大学校等の学生・生徒、一般曹候補生、自衛官候補生等の各採用試験で採用される者

18 任期制・非任期制にかかわらず、入隊後に営舎内などの特殊な生活環境下で即応のための集団生活を送る自衛官に対する給付金。採用後６年間で 120 万円を給付する（『令和７年版　防衛白書』438 頁）。

19 若年定年退職者給付金は、20 年以上勤続し、定年退職した自衛官に対し、若年定年制から生ずる不利益を補うために支給される。

上等にいかに寄与しているかという観点から、2025（令和７）年度中に効果の検証を行い、以後、年に１回フォローアップを行うこととしている。

主な具体的施策の今後の進め方（イメージ）



（出所）『令和７年版　防衛白書』７頁

(3) 防衛省職員給与法改正案の提出

自衛官の給与制度については、自衛官も公務員であるため、民間準拠を基本とする一般職の給与を参考にすることで信頼性・公正性を確保しつつ、自衛隊の任務の特殊性を考慮した独自の各種手当が設定されている。

2025（令和７）年８月に一般職の国家公務員の給与について人事院勧告が出され、これに沿った一般職給与法の改正案が第 219 回国会に提出される見込みであり、防衛省給与法についても、同国会において改正案が提出される見込みである。

４　2026（令和８）年度防衛関係費概算要求

(1) 概算要求における防衛省の方針

防衛省は、「防衛力整備計画期間内の防衛力の抜本的強化を実現するため、令和８年度中に着手すべき事業を積み上げるとともに、計画期間におけるこれまでの事業の進捗状況や予算の執行状況も踏まえ、歳出予算の要求額を着実に増額[20]」するとしている。

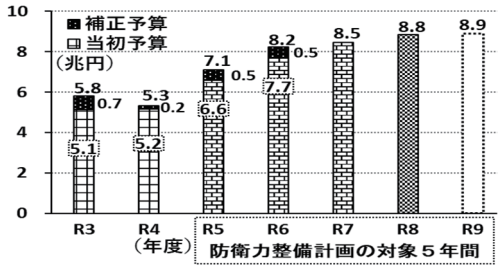
[20] 防衛省『令和８年度概算要求の概要』４頁

(2) 防衛力整備計画対象経費の進捗

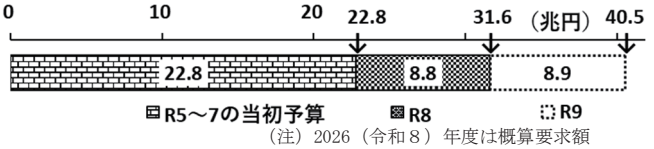
防衛省は、装備品の取得や施設整備などの事業について、「歳出ベース」（当該年度に支払われる額の合計）と「契約ベース」（当該年度に結ぶ契約額の合計）の二つの観点から防衛力整備計画の進捗状況の管理を行うとしている。

ア　各年度の予算の編成に伴う防衛関係費（歳出ベース）

防衛力整備計画は、計画対象の５年間における計画の実施に必要な防衛力整備の水準に係る金額のうち、各年度の予算の編成に伴う防衛関係費の総額を 40.5 兆円程度とする。同５年間のうち 2025（令和７）年度までに計上された当初予算の総額が約 22.8 兆円であり、2027（令和９）年度の当初予算が約 8.9 兆円程度とされている。このため、防衛省は、2026（令和８）年度の概算要求として約 8.8 兆円を要求している。



（注）2026（令和８）年度は概算要求額

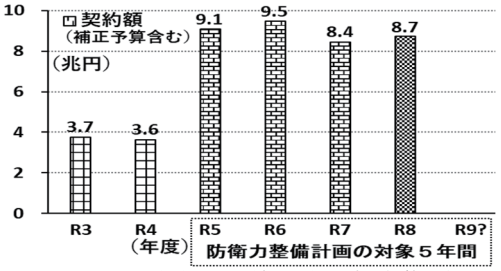


（注）2026（令和８）年度は概算要求額

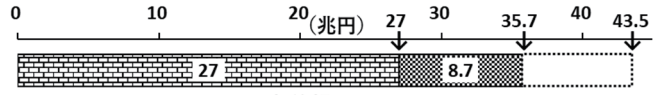
（出所）防衛省資料を基に作成

イ　新たに必要となる事業に係る契約額（契約ベース）

防衛力整備計画は、計画対象の５年間における契約額の総額を 43.5 兆円程度とする。同５年間のうち 2025（令和７）年度までに締結された契約の総額は約 27 兆円である。2026（令和８）年度概算要求における契約額は約 8.7 兆円であり、これを上乗せすると、契約額の総額は、35.7 兆円となる。



（注）2026（令和８）年度は概算要求額



（注）2026（令和８）年度は概算要求額

（出所）防衛省資料を基に作成

(3) 2026（令和８）年度概算要求における主な重点ポイント

ア　多層的沿岸防衛体制（ＳＨＩＥＬＤ）の構築

近年の諸外国における無人アセット導入の進展に伴い、戦闘様相が大きく変化しているため、防衛省は、我が国においても安価かつ大量の無人アセットを活用した多層的な沿岸防衛体制（ＳＨＩＥＬＤ[21]）の整備を喫緊の課題に置いている。そのため、防衛省は、無人アセットの取得[22]と、その一元的な管制システムの早期導入を追求するとしている。

イ　陸上自衛隊の第 15 旅団から「第 15 師団（仮称）」への改編

防衛省は、南西地域における防衛体制を強化するため、１個普通科連隊等を新編し、西

[21] ＳＨＩＥＬＤ（シールド）：Synchronized, Hybrid, Integrated and Enhanced Littoral Defense

[22] 無人アセットの取得経費（概算要求額）は 1,287 億円

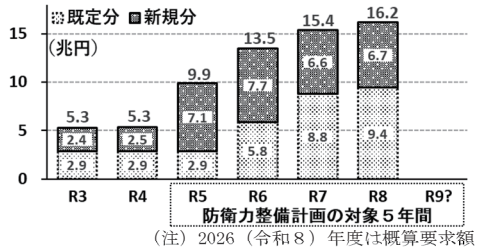
部方面隊隷下にある第 15 旅団[23]を「第 15 師団（仮称）」へ改編する。改編に際し、部隊の指揮官は陸将補から陸将へ格上げされ、隊員数は現在の約 2,300 人から約 3,900 人[24]へ増員されるとしている。

ウ　航空自衛隊から「航空宇宙自衛隊（仮称）」への改編

国家防衛戦略では、航空自衛隊から「航空宇宙自衛隊（仮称）」へ改編するとしていたところ、2026（令和８）年度概算要求において、防衛省は同年度中に改編を行うことを公表した。同省は、今回の改編については宇宙領域が作戦行動を行う領域となったことを踏まえたものであるとし、また、宇宙作戦能力を強化するため、空将を指揮官とする宇宙領域専門の「宇宙作戦集団（仮称）」を新編するとしている。また、これらのほか、同省は、ＳＤＡ[25]衛星を打ち上げ、我が国のＳＤＡ能力を強化することにより、「相手方の指揮統制・情報通信等を妨げる能力」の本格的な運用が可能になるとしている。

(4) 後年度負担額の増加傾向

防衛力整備においては、艦船や航空機等の主要な装備の調達や、格納庫・隊舎等の建設など、複数年度を要するものが多い。このため、複数年度に及ぶ契約（原則５年以内。特定の装備品については 10 年以内）を行い、契約の翌年度以降に支払う予定の金額のことを後年度負担額という。



（注）2026（令和８）年度は概算要求額
（出所）防衛省資料を基に作成

防衛省は、2026（令和８）年度概算要求分を含めた後年度負担額について、16.2 兆円になるとしている[26]。

５　防衛装備移転と防衛装備・技術協力

(1) 次期戦闘機共同開発

日英伊３か国による次期戦闘機の共同開発を行う「グローバル戦闘航空プログラム（ＧＣＡＰ）」について、2024（令和６）年 12 月、ＧＣＡＰを管理・運営する国際機関「ＧＣＡＰ政府間機関（ＧＩＧＯ）[27]」が発足し、2025（令和７）年６月には、機体の設計・製造などを担う合弁企業「エッジウィング」[28]が設立された。共同開発では、2035（令和 17）年までの初号機配備を目指しており、開発に向けた動きが本格化している。

ＧＣＡＰを推進するに当たり、政府は、2024（令和６）年３月、ＧＣＡＰに係る完成品を我が国から第三国に移転し得ること等について閣議決定するとともに、第三国への直接

[23] 沖縄県の防衛、災害対処、緊急患者空輸、不発弾処理等を任務とする第一線部隊（第 15 旅団ウェブサイト）

[24] 『沖縄タイムス』（2025.8.30）

[25] Space Domain Awareness（宇宙領域把握）

[26] 防衛力整備計画の策定時、防衛省は 2027（令和９）年度の後年度負担額について 16.5 兆円と想定している（防衛省資料『防衛力整備計画について』（2022 年 12 月））。

[27] ＧＩＧＯの初代トップ（ＧＣＡＰ実施機関の首席行政官）には岡真臣元防衛審議官が就いた。

[28] 三菱重工などが出資する「日本航空機産業振興株式会社（ＪＡＩＥＣ）」、英ＢＡＥシステムズ及び伊レオナルドが参加する。初代の最高経営責任者（ＣＥＯ）には伊レオナルド出身のマルコ・ゾフ氏が就任する（『産経新聞』（2025.6.21））。

移転を認めるのはＧＣＡＰに限定すること等の防衛装備移転三原則運用指針の改正を行った。

共同開発については、サウジアラビアのパートナー国としての参画に向けた動き[29]や、オーストラリア、インド、カナダ等への移転の可能性が報じられているが、参画国や移転先が増えることで、機体配備の遅れや機密情報の漏洩の可能性が高まること等の課題が指摘されている[30]。

(2) 豪海軍の新型フリゲート艦導入計画

豪海軍の新型フリゲート艦の導入計画をめぐり、2025（令和７）年８月、豪州政府は、我が国の「もがみ」型護衛艦の能力向上型である「令和６年度型護衛艦」を次期汎用フリゲート艦として選定した旨の発表をした。最終的な契約締結は、2026（令和８）年初めを見込んでいる。

豪州政府は新型フリゲート艦を 11 隻配備する計画で、最大 100 億豪ドル（約 9,500 億円）規模を投じ、11 隻のうち最初の３隻は日本国内で、残りの８隻は豪州で建造することとしている[31]。政府は、豪州政府の決定について、日豪の連携を深めるだけでなく、共同開発・生産を通じ、我が国の艦艇の能力向上にも資するものであり、安全保障上極めて高い意義があるとしている[32]。

防衛装備移転三原則運用指針では、防衛装備品の移転は、その用途がいわゆる５類型（救難・輸送・警戒・監視・掃海）に係る協力に関する完成品等に限定されており、殺傷能力のある護衛艦の移転は禁止されている。ただ、ＧＣＡＰのような安全保障面での協力関係がある諸国との国際共同開発・生産に関する防衛装備品等の海外移転については、認められ得る。政府は、豪軍が使用する武器システムや通信機器を護衛艦に追加で搭載することが国際共同開発に当たると説明しているが、どこまでが共同開発として認められるかは明確ではなく、わずかな変更でも共同開発として扱うことができれば、防衛装備品の移転を５類型に限定していることとの整合性も問われかねないとの指摘もある[33]。

(3) その他の防衛装備移転に関する動き

ア　フィリピンへの中古護衛艦移転の検討

政府は、フィリピン政府の要請を踏まえ、海上自衛隊が保有する中古護衛艦などの移転を検討していることが報じられている。中古護衛艦について、政府は、フィリピンが求める装備や通信設備の導入などの仕様変更を共同開発とすることで移転を認めることを模索しているとされている[34]。

29 『朝日新聞』(2025.5.3)

30 『産経新聞』(2025.4.2)

31 １隻目は 2029（令和 11）年に豪州に納入し、翌 2030（令和 12）年に運用開始する見通しである（『朝日新聞』(2025.8.9)）。

32 防衛省ウェブサイト「中谷防衛大臣記者会見」令和７年８月５日

33 『読売新聞』(2025.7.6)、『毎日新聞』(2025.9.5)

34 『日本経済新聞』(2025.9.11)

イ　防衛装備移転三原則運用指針における５類型緩和の動き

2025（令和７）年９月、防衛省が設置した「防衛力の抜本的強化に関する有識者会議」から報告書が提出され、防衛装備移転三原則運用指針において５類型に該当する防衛装備品に限り移転を認めてきた現行ルールについて、「我が国と友好関係にあり、自由や民主主義といった価値観を有し、他国から脅威を受けている国への装備の移転については、制限を設けないとする考え方も一案」とされた。

６　潜水艦修理契約事案の懲戒処分等

2024（令和６）年４月、防衛省は、川崎重工から、同社が潜水艦修理工事に関して出入業者との架空取引を原資として、同社内及び潜水艦乗組員への物品供与等が行われているとの指摘が大阪国税局からあった旨の報告を受けた。同年７月、木原防衛大臣は、「潜水艦修理について、隊員と契約の相手方との関係及び契約の適正性に関する特別防衛監察を実施」するよう指示した。

2025（令和７）年７月、海上自衛隊の潜水艦修理契約に関する特別防衛監察の最終報告が公表された。調査の結果、2018（平成 30）年度からの６年間で、同社が架空取引を通じて総額約 17 億円の裏金を作り、乗組員約 10 人に利益供与していたことが判明した。さらに、海上自衛隊側でも監督官等が不要な工事を指示し供与の費用を補填する等の不適切な対応が明らかになった。

これを受け、同日、指揮監督義務違反又は職務上の注意義務違反で海上幕僚長及び自衛隊員 92 人の処分が行われた。報告書では、整備・調達の改善、コンプライアンスの確保・強化及び倫理教育の必要性等の再発防止策が明記されている。

７　在日米軍問題

我が国は、日米安全保障条約第６条及び日米地位協定第 24 条に基づき米軍に対して施設・区域を提供しているが、在日米軍基地に関連して、航空機事故や騒音、環境汚染、女性に対する暴力などの様々な事件・事故が発生しており、基地を抱える地域にとって大きな負担となっている。また、これらの事件・事故の解明や対応に当たり日米地位協定が壁となることが多いことから、国内では同協定の改定を求める声も上がっている。

(1) 在日米軍駐留経費負担問題

日本は同盟強靱化予算（在日米軍駐留経費負担）[35]により、在日米軍の基地で働く日本人従業員の労務費や光熱費、施設整備費などの一部を負担している。我が国が追加負担する在日米軍駐留経費負担の額は近年増加傾向[36]にある。2026（令和８）年度概算要求では

[35] 在日米軍駐留経費負担については、「思いやり予算」との俗称が使用されることがしばしばあったが、対象期間を 2022 年（令和４）年４月１日～2027（令和９）年３月 31 日とする在日米軍駐留経費負担に係る特別協定を巡る交渉の結果、政府としてはその通称を「同盟強靱化予算」とすることとした。（外務省ウェブサイト「林外務大臣記者会見記録」令和３年 12 月 21 日）

[36] 1978（昭和 53）年度においては 62 億円であったが、年々拡大し、1987（昭和 62）年度には 1,000 億円を、1993（平成５）年度に 2,000 億円を超えた。1999（平成 11）年度の 2,756 億円をピークに減少に転じ、2014（平成 26）年には 1,848 億円となったが、その後再び増加している。

2,146億円が計上されている。

同盟強靭化予算は、在日米軍の駐留を円滑かつ安定的にするための施策として、財政事情などにも十分配慮しつつ、我が国が在日米軍駐留経費を自主的に負担しているものとされているが、トランプ米大統領は、第一次政権時から日米安保条約に対して「不公平」との不満を示しており、在日米軍駐留経費の我が国負担分について大幅な増額を要求してきたとも言われている[37]。

第二次トランプ政権発足以降についても、2025（令和７）年４月、トランプ米大統領が赤澤経済再生担当大臣と会談した際に、在日米軍駐留経費負担についての改善等を要求したほか、翌５月にも、米国安全保障会議（ＮＳＣ）が日本の内閣官房国家安全保障局（ＮＳＳ）に対して日本側負担の増額を要求し、既に政府は米軍住宅など「提供施設整備費」（ＦＩＰ）を数百億円規模上積みする方向で検討に入ったとの報道[38]があった。なお、現行の在日米軍駐留経費負担に係る特別協定は2027（令和９）年３月が期限となっている。

(2) 在日米軍関係者による性犯罪問題への対応

2024（令和６）年６月、相次いで発覚した沖縄県における米軍関係者の性犯罪事案[39]について、県警及び外務省は事案を把握しながら、県や防衛省への情報共有を行っていなかったことが明らかとなり、地元では反発が強まった。

こうした状況を踏まえて、同年７月５日、政府は在日米軍による犯罪における国内情報共有体制の運用を改め、沖縄県内での米軍関係者による性犯罪事案について、捜査当局が非公表としたものであっても可能な範囲で県に情報提供する方針を明らかにした[40]。

2025（令和７）年５月９日には、米軍が再発防止策として打ち出した地元との協議の場「フォーラム」が米軍キャンプ瑞慶覧で初開催された。また、米国の報道によると、日本で米兵による性暴力事件が相次ぎ表面化したことを受け、米国防省の監察当局が在日米軍に対する調査を開始し、犯罪防止の取組みを順守していたかどうかを検証することとしている[41]。

(3) ＰＦＡＳ[42]による水質汚染問題

近年、普天間飛行場（沖縄県）や横田飛行場（東京都）等、各地の在日米軍基地周辺の河川や地下水等から、国の暫定指針値（ＰＦＯＳ・ＰＦＯＡの合計値で50ng/ℓ）を超える濃度のＰＦＡＳが検出され、周辺住民に不安視されている。

2015（平成27）年に締結された日米地位協定環境補足協定では、米軍基地への立入調査の手続を定めているが、同手続は、環境に影響を及ぼす事故（漏出）が現に発生し、米軍

37 『朝日新聞』（2025.5.29）

38 『朝日新聞』（2025.5.29）

39 2024（令和６）年の性犯罪事案は検挙件数４件（１件は不起訴）と過去10年で最多（『朝日新聞』（2025.4.12））。

40 首相官邸ウェブサイト「内閣官房長官記者会見」令和６年７月５日午後。その後、同年９月５日と翌 2025（令和７）年１月８日の２回、米兵による性犯罪事案について情報共有が行われた。

41 『日本経済新聞』（2025.9.6）

42 有機フッ素化合物のうち、ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物の総称。撥水・撥油性や熱・化学的安定等を示すものが使用されてきたが、人体や環境に悪影響を及ぼす可能性が指摘されていることから、一部の物質（ＰＦＯＳ、ＰＦＯＡ等）が条約等により制限の対象物質として指定されている。

から通報が行われることを前提としている[43]。このため、これらの条件に該当しない、基地周辺で検出されたＰＦＡＳ汚染の原因を特定するための立入調査については、在日米軍が持つ米軍施設・区域に対する管理権に阻まれ、必ずしも関係自治体の要望どおりには実現していない。

内容についての問合せ先
安全保障調査室　小池首席調査員（内線 68620）

[43] 米軍基地への立入調査は、普天間飛行場（沖縄県）、米陸軍貯油施設（同県）、厚木基地（神奈川県）、横須賀海軍基地（同県）及び横田飛行場（東京都）で実施されたことがあるが、これらは全て米軍からＰＦＡＳ流出事案等の通報を受けた上での事例である。